



# 進路だより 第2号

進学、進級を控えたこの時期。お子様の将来について考える機会も増えているのではないのでしょうか。何か情報が欲しい…そんなときには、ぜひ学校ホームページを御活用ください。本校の進路状況や進路の手引きをオンラインで閲覧することができます。また、今回新たな取組として、過去の進路指導研修会の資料を閲覧できるように更新しました。今回は5点の資料を掲載しておりますので、簡単に御紹介します。ホームページから「学校案内」を選んでいただき、最下段の「進路情報」にて御覧いただけます。ぜひ御活用ください。

## 資料① 令和4年度 進路指導研修会「児童も使えるサービス・卒業後に使えるサービス」

**ひいらぎ特別支援学校  
保護者向け説明会**

**児童も使えるサービス  
卒業後に使えるサービス**

令和4年10月25日(火)  
半田市地域福祉課 蔵本

**児童も使えるサービス**

- 行動支援
  - 概要

行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

- 短期入所
  - 概要

自宅で介護を行っている方が病気になる介護を行えない場合や、介護者のレスパイト(休息)の確保が必要な場合などに、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行える施設に短期間入所します。

**卒業後に利用できるサービス**

- 就労継続支援A型※雇用契約有
  - 概要

企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

- 就労継続支援B型※雇用契約無
  - 概要

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

在学中と卒業後に利用できる福祉サービスや、児童(障害児)と大人(障害者)の違いについて分かりやすく解説された資料です。福祉サービスの概要を知りたい場合にはぜひ御覧ください。

## 資料② 令和4年度 進路指導研修会「相談支援専門員との関わりについて」

**ひいらぎ特別支援学校  
保護者向け説明会**

～相談支援専門員との関わりについて～

半田市障がい者相談支援センター  
相談支援専門員 法安 佐栄

**サービス等利用計画について**

障がい福祉サービスを利用するためには、**サービス等利用計画の作成が必要**

①相談支援事業所に作成を依頼する方法  
②自分(本人・家族・支援者)で作成する方法(セルフプラン)

「誰かの制度ってわかりにくいな...」  
「この子に合う事業所ってどういうところがあるんだろう?」  
「今は先生に相談ができるけど、卒業したらどうしよう...」  
「親が完結するくらいいいんだけど...」

**相談支援専門員の役割**

**相談支援専門員って?**  
必要な支援や解決すべき課題などの手立てを調整するだけでなく、「本人」の思いや願いもしっかり受け止めて将来を見据えながらしや生き方を一緒に考える人

**何をしてくれるの?**

- ご本人(ご家族)の話を聴きます
- 〇〇したい、〇〇が困っているときまっすぐに聞いてくれる
- できる工夫や手段などを一緒に考え、状況に応じた情報をお伝えします
- 暮らしに関わること全般(内容によっては、得意な人(機関)を紹介することも)
- 福祉サービス等の利用調整をします

障害福祉サービスの利用の流れ、相談支援専門員の役割やどのようなことを相談できるのか解説された資料です。本校はすでに支援員の方と繋がりのある御家庭も多いかと思いますが、改めて御確認いただきたい内容になっています。

## 資料③ 令和4年度 進路指導研修会「障害児福祉サービスについて」

**ひいらぎ特別支援学校  
保護者向け説明会**

**障がい児福祉サービスについて**

日時:令和4年10月25日(火)10:00~11:00

**障がい児福祉サービス一覧**

サービス種別	対象	内容
児童福祉サービス	0歳～18歳未満の障害児	障害児の療養のありさま(特別、特別に過剰)、障害児の生活支援(生活支援、生活支援)の提供、障害児の生活支援(生活支援)の提供、障害児の生活支援(生活支援)の提供
児童発達支援	0歳～18歳未満の障害児	発達障害のある児童の発達支援(特別、特別に過剰)、発達障害のある児童の発達支援(特別、特別に過剰)の提供、発達障害のある児童の発達支援(特別、特別に過剰)の提供
児童発達支援(自立支援)	0歳～18歳未満の障害児	発達障害のある児童の発達支援(特別、特別に過剰)、発達障害のある児童の発達支援(特別、特別に過剰)の提供、発達障害のある児童の発達支援(特別、特別に過剰)の提供
障害児福祉サービス	18歳以上20歳未満の障害児	障害児の療養のありさま(特別、特別に過剰)、障害児の生活支援(生活支援)の提供、障害児の生活支援(生活支援)の提供
障害児福祉サービス(自立支援)	18歳以上20歳未満の障害児	発達障害のある児童の発達支援(特別、特別に過剰)、発達障害のある児童の発達支援(特別、特別に過剰)の提供、発達障害のある児童の発達支援(特別、特別に過剰)の提供

**サービス利用の流れ**

- ①相談  
発達支援相談あゆみ、障がい者相談支援センターなど
- ②障害児支援利用計画の作成
- ③子育て相談課へ申請手続き  
※障がい者手帳または診断書(医師の意見書)等の提出
- ④支給決定(受給者証の発行)
- ⑤放課後等デイサービスの利用開始

障害福祉サービスの中でも、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援について解説された資料です。

## 資料④ 令和5年度 進路に関する出前講座

学校(がっこう)を卒業(そつぎょう)した後(あと)の働き方

一般就労(いっぱんしゅうろう) 就職先(けいしゅうせん) 生活介護(せいかいご) 生活介護(せいかいご) 生活介護(せいかいご)

一般就労(いっぱんしゅうろう) 就職先(けいしゅうせん) 生活介護(せいかいご) 生活介護(せいかいご) 生活介護(せいかいご)

生活介護(せいかいご)

なにをするの？ 生活介護(せいかいご)とは、障害(しょうがい)のある(ある)人(ひと)に、生活(せいかいご)のサポート(サポート)をする(する)ことです。

なにを勉強(べんきょう)するの？ 生活介護(せいかいご)では、生活(せいかいご)のサポート(サポート)をする(する)ために、生活(せいかいご)の知識(ちしき)やスキル(スキル)を勉強(べんきょう)します。

何(なに)で働く(はたら)く？ 生活介護(せいかいご)では、生活(せいかいご)のサポート(サポート)をする(する)ために、生活(せいかいご)の現場(けんば)で働く(はたら)きます。

学校を卒業(そつぎょう)した後の就労(けいしゅう)の種類の種類

就労(けいしゅう)の種類(しゅるい)	内容(ねいよう)	特徴(とくちょう)	必要なスキル(ひつやんなスキル)
一般就労(いっぱんしゅうろう)	社会(しゃかい)で働く(はたら)くこと	社会(しゃかい)で働く(はたら)くこと	社会(しゃかい)で働く(はたら)くこと
就職先(けいしゅうせん)	会社(かいしゃ)や企業(けいぎょう)で働く(はたら)くこと	会社(かいしゃ)や企業(けいぎょう)で働く(はたら)くこと	会社(かいしゃ)や企業(けいぎょう)で働く(はたら)くこと
生活介護(せいかいご)	障害(しょうがい)のある(ある)人(ひと)に生活(せいかいご)のサポート(サポート)をする(する)こと	障害(しょうがい)のある(ある)人(ひと)に生活(せいかいご)のサポート(サポート)をする(する)こと	障害(しょうがい)のある(ある)人(ひと)に生活(せいかいご)のサポート(サポート)をする(する)こと

◆一般就労(いっぱんしゅうろう)のお仕事(おしごと)は？

会社(かいしゃ)や企業(けいぎょう)で働く(はたら)くこと、社会(しゃかい)で働く(はたら)くこと、生活(せいかいご)の現場(けんば)で働く(はたら)くこと、生活(せいかいご)の現場(けんば)で働く(はたら)くこと、生活(せいかいご)の現場(けんば)で働く(はたら)くこと

進路に関する出前講座にて使用された資料です。児童生徒向けの内容となっており、生活介護や就労継続支援A・B型事業所がどなどところで、何をするのか、お子様でも分かりやすいようにまとめられています。

## 資料⑤ 令和5年度 進路指導研修会「成年後見制度」

「成年後見制度について」

令和5年9月27日

特定非営利活動法人  
知多地域権利擁護支援センター  
理事長 今井 友乃

成年後見制度とは何？

判断能力が不十分(ふじゅうぶん)なため、そのことによって不利益(ふりやく)を被(お)る(お)る恐れ(おそ)れのある(ある)人(ひと)を、不利益(ふりやく)を被(お)らないために、法律(ほり)面(めん)や生活(せいかいご)面で保護(ほご)したり、支援(しえん)する制度(せいど)。(民法(みんぽう)で規定(きぎん)されている) 本人(ほんにん)のために生活(せいかいご)支援(しえん)や財産(ざいせん)管理(かんり)を行う(おこな)う。後見人(ごみん)は法的(てき)な権限(けんげん)を持つ(もつ)

後見人の仕事と責任

後見人(ごみん)は、被後見人(ごみん) (後見(ごみん)を受ける(うける)人(ひと)のこと)の身上(じんしょう)監護(かんご)に関する(にかんする)法律(ほり)行為(こうゐ)と財産(ざいせん)管理(かんり)を行う(おこな)う。また行った(おこな)った職務(しごと)の内容(ねいよう)を家庭(かてい)裁判(さいばん)所に報告(ほうご)する。

申立て手続きについて

1 申立必要書類

(1) 申立書類

① 診断書(しんぜんしょ)  
② 申立書(しんたてしょ) (様式(ようしき)、保証(ほしょう)、補助(ほすけ))  
③ 本人(ほんにん)に関する(にかんする)紹介書(せいかいしょ)  
④ 候補者(こうほしや)に関する(にかんする)紹介書(せいかいしょ)

(2) 添付書類

① 申立人(しんたてにん)の戸籍簿(こせきぼろ)  
② 本人(ほんにん)の戸籍簿(こせきぼろ)、住民票(じゅうみんひょう)又は戸籍簿(こせきぼろ)の附票(つけひょう) 附添(つけぞ)されて(して)いる(いる)こと  
③ 候補者(こうほしや)の住民票(じゅうみんひょう)又は戸籍簿(こせきぼろ)の附票(つけひょう)

成年後見制度の概要や申し立て手続きの流れについて解説された資料です。お子様の将来や親亡き後のことを考えるきっかけとして御活用ください。

～資料の取り扱いについて～



- これらの資料は各団体様の御厚意で掲載しております。個人の利用を超える範囲で使用することはお控えください。
- 資料の内容は当時のものになります。最新の情報については別途御確認ください。

～進路についての悩みや困り事がありましたらぜひお知らせください！～

今年度も進路懇談会や進路説明会、進路指導研修会に御参加いただきありがとうございました。進路に関する悩みや困り事を共有できる、とても貴重な機会となりました。

お子様の将来について考えることは、遅いことはあっても早すぎることはありません。まずは進路の手引きをぜひ御活用ください。進路指導の年間スケジュールや校内実習、産業現場等における実習の御案内から今後の学校生活に見通しをもったり、卒業生が利用している事業所一覧から気になる事業所を見つけて見学にいたり…。小学部、中学部から準備を進めていただくと、高等部に入ってから不安になることも少ないかと思えます。近年ではグループホームに入所する生徒もおります。卒業してすぐの利用を考えていなくても、今後10年、20年先に利用する可能性があるようでしたら、在学中に色々な所を見学することもお勧めしています。

小さなことでも構いません。進路に関する不安や悩みがありましたら、ぜひ進路指導部までお知らせください。